

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律

(平成一七年一月七日法律第一一五号)

一、提案理由(平成一七年一〇月一八日・衆議院総務委員会)

麻生国務大臣 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明させていただきます。

……………(略)……………

引き続きまして、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、国家公務員制度改革における国家公務員退職手当制度の改革の必要性や国家公務員の給与構造の改革の状況等にかんがみ、職員の在職期間中の公務への貢献度をよりの確に反映させるため、中期勤続者の退職手当の支給率を改定するとともに、一定期間の職務の内容に応じた調整の仕組みを創設するため、国家公務員退職手当法について必要な改正を行うものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、退職した者に対する退職手当の額は、退職手当の基本額に、退職手当の調整額を加えて得た額とすることとしております。

第二に、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の俸給月額に、その者の退職理由ごとに、それぞれその者の勤続期間に応じて定める支給率を乗じて得た額とするとともに、中期勤続者に係る支給率を引き上げることとしております。

第三に、退職した者の在職期間中にその者の俸給月額が減額されたことがある場合について、退職手当の基本額の計算方法の特例を設けることとしております。

第四に、退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の在職期間の各月ごとに、当該各月においてその者が属していた職員の区分に応じて定める調整月額のうち、その額が最も多いものから順に六十月分の調整月額を合計した額とすることとしております。

このほか、施行期日、この法律の施行に関し必要な経過措置等について規定するとともに、関係法律について必要な規定の整備を行うこととしております。

以上が、これらの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院総務委員長報告(平成一七年一〇月二一日)

実川幸夫君 ただいま議題となりました各案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、各案の要旨について御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案は、職員の在職期間中の公務へ

の貢献度をよりの確に反映させるため、中期勤続者の退職手当の支給率を改定するとともに、一定期間の職務の内容に応じた調整額を退職手当の基本額に加算する仕組みを創設するものであります。

以上の各案は、去る十月五日本委員会に付託され、同月十八日麻生総務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。昨二十日一括して質疑を行い、討論、採決の結果、各案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会において、公務員制度改革に関する件について決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

決議（平成一七年一〇月二〇日）

（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平一七法一一三）の決議と一括して掲載）

三、参議院総務委員長報告（平成一七年一〇月二八日）

木村仁君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案は、公務員制度改革における退職手当制度の改革の必要性や給与構造の改革の状況等にかんがみ、職員の在職期間中の公務への貢献度をよりの確に反映させるため、職務の内容に応じた調整の仕組みの創設等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、三法案を一括して議題とし、公務員給与に対する批判と総人件費抑制についての考え方、実効的で公正な勤務実績評価のための具体策、外務公務員に支給される在勤手当の在り方、労働基本権付与に向けての検討の必要性、全俸給月額引下げと地域手当新設の妥当性、人事院の中立公正性及び独立性の維持等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉川春子委員より、一般職職員給与法改正案及び国家公務員退職手当法改正案に反対、社会民主党・護憲連合を代表して又市征治委員より、三法案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次採決の結果、三法案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。